

音楽著作権に関する情報モラル教材の開発

門口香穂理

園田学園女子大学

<要旨>

高校生を対象とし、情報社会でのモラルの必要性や著作物保護の必要性を考えさせることのできる教材を開発することが、本研究の目的である。

教材によって情報化の影響や著作権について知り、日常生活の中でルールを知りマナーを守ることの大切さを考えるきっかけをつくることを目的とし、音楽著作権を題材に教材をWEBで作成した。そして実際に高校で教材をしてもらい、事前と事後にアンケートを取ることで教材の評価を行った。

事前と事後のアンケートの比較から、友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに対する抵抗では、抵抗には個人差があったが約21%の生徒が、事前アンケートでは抵抗はないと回答していたが、事後アンケートでは著作権の侵害行為であるということを意識した回答をしていることから、抵抗を感じるようになったといえる。また、友人のためにコピーすることに対する抵抗では、抵抗には個人差があったが約30%の生徒が、事前アンケートでは抵抗はないと回答していたが、事後アンケートでは著作権の侵害行為であるということを意識した回答をしていることから、抵抗を感じるようになったといえる。

このことから、事前アンケートで著作権の侵害行為に対して抵抗がないと回答していたが、事後のアンケートでは抵抗があると回答した生徒にとってはこの教材は有効であり、これらの学生にはこの教材によってモラルについて考えさせることができたといえる。

キーワード：情報モラル，音楽著作権，情報教育，高校生，教材

1 はじめに

1.1 社会的背景

総務省が平成15年12月26日に発表した“インターネット接続サービスの利用者数等の推移”の速報によると、11月末時点の、日本におけるインターネット利用者は3200万人を超えている。インターネットを使ったサービスや事業も普及しており、情報化は一般家庭にも浸透してきている。私達の生活も情報化の影響を受け変化しつつある。

情報化により、電話代金などの支払い請求をメールで行ったりお金の振込みなどをインターネットで行ったりする、様々なサービスが行われている。また、コンサートのチケットやホテルなどの予約、物品の購入、ニュースなど情報の収集や、自ら情報を発信することも容易にできるようになった。

しかし、情報化は問題も抱えている。見覚えの無い料金の請求書やいたずら目的のメールが送られて来たり、インターネットでのサービスを受けるために登録した個人情報が流出し悪用される可能性がある。情報収集に関しても多大な情報の中から必要な情報を手に入れるには時間が掛かり、また、その情報が必ずしも確かな情報であるわけではない。不特定多数の人が容易に情報を送受信できることから、自分の創作物を発信することもできるが、その創作物を他人が勝手に複製・加工・発信することも可能であり、著作権を侵害してしまえる状況もある。

音楽著作物においても著作者に無断で、歌詞の転載、音楽データを送信できる状態にしているサイトの出現、音楽CDの私的利用の範囲を超えた複製など、著作権の侵害行為が問題となっている。

従来の音楽CDの規格ではコンピュータなどで容易に複製が可能である。そして、購入された音楽CDが私的利用の範囲内で複製されているのかなど、著作者がその利用実態を知ることは容易にはできない。音楽も著作権によって守られているが、実際には、扱う人がどう使うかによって権利を簡単に侵害してしまえる状況がある。また、

私的利用の範囲内の複製においても、権利者の利益を害する状況が出てきている。CD-Rへの複製など、デジタルでの複製が可能となったことから、オリジナルと同品質の複製物を作成することが可能となった。これにより、購入した音楽CDを複製し、購入した音楽CDを中古店へ売る行為が行われるようになった。発売してすぐに中古店へCDを持ち込めば、中古店も高く買い取る。そして中古CDを誰かが購入、複製し、中古店へ売る。これが繰り返されることになる。アルバムは発売日から3週間はレンタル禁止となっているが、中古店を通してレンタルと同じことが行われるなど、音楽著作物の利用に関して、人々のモラルは決して高いとはいえない。これらのことを踏まえて、近年、音楽著作権も含めた、著作権に関する法改正が頻繁に行われている。

そして、音楽業界は音楽著作物を守るために、2002年3月からコピー防止技術を施したCDを導入している。これはコピーコントロールCD（以下、CCCDと略す）と呼ばれており、パソコンでCDの中の音楽データを複製できないようにしたCDのことである。パソコンでの音楽再生には数種類の方法があり、CDに組み込まれている専用プレーヤーが自動的に起動し、再生されるものもある。現在では発売タイトルの半数がCCCDとなっており、多くのレコード会社が導入を進めている。

CCCDは、違法な複製を防止し音楽の著作物を保護するため導入された。しかし、私的利用の範囲での複製に関しても規制され、また、音楽CDの規格を満たしていないためオーディオプレーヤーでの再生を保障していないなど、多くの問題も抱えている。

CCCDを国内で初めて導入したレコード会社であるエイベックス株式会社の、会長室企画広報課長の山田敏瑛氏は『CCCDを出すことの第一義は啓蒙活動にある』（1）と言っている。著作権を侵害する行為である私的利用の範囲外での複製については、問題意識を持たずに複製が行われていることが多い。その中、複製行為を制限する

ことで音楽著作権に関心を集め、議論されることで私的利用の範囲外での複製行為が著作権の侵害行為であり、問題であることを意識させる。これが、CCCD導入の一番の目的である。

このことから、技術や法に頼るだけでなく情報を扱う人々や情報機器の利用者が情報倫理を知りそれに基づいて行動することが必要とされていると考えられる。

1.2 教育における情報モラル

平成10年に出された新学習指導要領以降から情報モラルに関する教育を含む、情報教育が取り扱われており、小・中・高における情報モラルに関する教育の必要性があることがわかる。

初等中等教育での情報教育は「総合的な学習の時間」で取り扱われているが、情報という科目は設けられていない。情報教育の指導は、児童が情報機器等に慣れ親しむことに重点を置き、各教科での指導の際には学習を充実させるために情報機器を使用するなど、適切な活用をするように書かれている。

高等教育では、2003年度から普通教科情報が設置されており、[1]情報活用の実践力[2]情報の科学的理解[3]情報社会に参画する態度の3つが情報教育の目標である。その中でも、情報モラルに関する教育は[3]の情報社会に参画する態度に含まれている。

1.3 現在の高等教育における情報モラルに関する教育

高等学校の普通教科情報の学習指導要領には、情報モラルは情報教育全体において情報モラルに関連した内容を取り上げるなど『全体を通して情報モラルの育成を図ること』(2)と書かれている。中でも、情報Cの情報の公開・保護と個人の責任の中で大きく取り扱われており、目標として『情報のデジタル化や情報通信ネットワークの特性を理解させ、表現やコミュニケーションにおいてコンピュータなどを効果的に活用する能力を養うとともに、情報化の進展が社会に及ぼす影響を理

解させ、情報社会に参加する上での望ましい態度を育てる』(2)と書かれている。さらに情報社会に参画する態度を『社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼす影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画する態度』(2)としており、高等教育段階での、情報モラルに関する教育の重要性が伺われる。

1.4 情報モラルに関する教育の進め方

高等学校の普通教科情報の学習指導要領では、情報Aでは、『情報の伝達手段の信頼性、情報の信頼性、情報発信にあたっての個人の責任、プライバシーや著作権への配慮などを扱うものとする』(2)と書かれている。情報Bでは、『情報化の進展に伴う生活スタイルや仕事の内容・方法などの変化を調べたり、討議したりする学習を取り入れるようにする』(2)と書かれている。情報Cでは、『情報化が社会に及ぼす影響を、情報通信ネットワークなどを活用して調べたり、討議したりする学習を取り入れるようにする』(2)と書かれている。これらのことから、情報モラルの指導においては禁止事項などの知識を培うだけでなく、何故してはいけないのかを考えることを大切にして指導し、また、自分の意見を持って正しく判断し行動できるよう指導することが重要であると考えられる。

1.5 高等学校での情報モラルに関する教育の事例

千葉県東金女子高等学校(現在、千葉学芸高等学校)では、平成7年から情報教育を行っている。情報モラル関係の指導としては、具体的にはインターネットの利用の開始前に、コンピュータの向こうには人間がいる、実社会と同様、外部の危険を予期し備える、迷惑行為はトラブルにつながる、ネットワーク社会への貢献の4つの項目に分け、各項目ごとに、情報発信時における個人の責任やインターネット利用時のマナーや情報社会へ自ら貢献することの重要性を強調し、説明して

いる。利用中は、電子メールやWWWなどを利用する際のマナーの指導を随時行い、トラブル発生時には状況を調査し、生徒への注意や指導、再発防止のための措置の検討などを行っている(3)。

神奈川県立川崎北高等学校では、平成13年から情報教育を実施している。情報モラルに関する教育は、高校1年生を対象に、著作権、有害情報、個人情報の保護などの「情報モラル」について理解させ、身につけさせることをねらいとした教育が行われている。

授業は、情報モラルについてのクイズを行い、その後、ビデオ「教職員のための情報モラル」を視聴した後、補足説明とクイズの答えを解説し、「教職員のための情報モラル」の冊子を紹介している。授業の最後に、ビデオや授業の感想、「情報モラル」においてのルール違反・マナー違反・失敗経験、これから気を付けようと思ったことなどを電子メールで提出させている(4)。

1.6 高等教育における音楽著作権に関する情報モラルの教育の必要性

平成10年以前は、情報や情報機器の利用方法などこれらとの付き合い方や、情報を悪用した詐欺やいたずら行為、誹謗・中傷行為などの被害者や加害者にならないためなどの学校教育はあまり行われてこなかった。

平成10年以降、普通教科情報の設置など、高校での情報教育が進められる中、情報モラルに関する教育の重要性も大きく取り上げられており教材も多数あるが、音楽著作物を題材としモラルの向上を呼びかけるものは少ない。日常生活の中で音楽はとても身近なものであり、また、著作権を容易に侵害することのできる著作物である。そして日本レコード協会の調査から、CCCDへの理解が低い年代に中・高生が挙げられる。これらの年代は携帯電話の普及から電話代金への支払いにお金がかかるなど、生活様式の変化により音楽CDを購入せずレンタル店や友人・知人に借りた音楽CDを複製する傾向にある(5)。

このことから、高校教育段階での音楽著作権へ

のモラルの向上を呼びかける必要性があるのではないかと考えられる。

2 研究目的

高校生を対象として、情報社会でのモラルの必要性や著作物保護の必要性を考えさせる教材を作成する。

この教材によって、普段、何気なく利用している情報機器や著作物の利用に関して、利用方法が間違っていないか、利用に関するルールを知っているのかなどを改めて考えさせ、日常生活の中でマナーを守る大切さを考えるきっかけを作ることが目的とする。

3 既存の教材

情報モラルの教材には、ルールやマナーを「～してはいけない」など禁止事項を集めたもの、代表的な事例を挙げそのような場合にはこうしなさいと教えるもの、物語を通して情報モラルを学ぶものなど、いくつかのタイプがある。

次に、代表的な情報モラルのWEB教材と音楽著作権に関するWEB教材を紹介する。

(1) 情報モラル教材

(a) 情報モラル研修教材

<http://www.japet.jp/moral/index.htm>

解説付き教材と解説無し教材がある。実際にチャットや掲示板、ネットオークションを体験できる環境もあり、学習者が物語の当事者を体験できるような、シミュレーション形式の教材である。

(b) 情報通信白書 for Kids インターネットの世界：インターネット使用上の注意

<http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/index.html>

インターネット上でのメールの利用方法や著作権・プライバシーなどの注意点を電子紙芝居で物語を見て学ぶ。

(c) インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集(こどもばん)

<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/index.html>

電子メールや掲示板の利用の仕方や著作権に関すること、危険から身を守ることなどインターネット利用時に気をつけることについて、文章で説明している。

(2) 音楽著作権に関する教材

(a) JASRAC PARK

<http://www.jasrac.or.jp/park/index.html>

音楽著作権についてキャラクターの会話などを通し、詳細に説明している。著作権の管理や著作物の使用方法、申請についても書かれている。音楽著作権に関するクイズもある。

(b) Sony Music SAVE OUR MUSIC

<http://www.sme.co.jp/savemusic/index.html>

音楽CDの誕生物語や音楽CDに関わる人々と著作権についてなどの話を通して、著作権の保護を訴えている。

4 開発した教材の構成

教材は知りたい内容をすぐに知ることができる教材であれば復習しやすいのではないかと考え、絵や図を入れず、文章で作成することにした。また、1ページをパソコンのモニタのサイズ(13インチ~15インチ)より大きくならないように作成した。パソコンのモニタの大きさよりも長いページを作成した場合、読者はスクロールバーを使用する必要がある。画面をスクロールすると、そこにあった情報が見えなくなってしまうことや、どこを読んでいたのか見失わないようにするため、1ページの大きさはスクロールせずに全ての情報が読み取れる大きさにした。また、読者にとって読みやすいよう、情報を短く区切って表示するようにした。

この教材は全部で17ページに分かれており、×クイズ、事前アンケート、事後アンケートで構成されている。

URL : <http://ggg.sonoda-u.ac.jp/k/kyozai-top.html>

×クイズは音楽著作権に関するクイズで、全部で16問あり、ランダムに問題が出題され、最後に正解率が表示される。

学習の形態は自己学習という形で行い、教材の進め方は、[1]事前アンケート [2] 教材 [3] 事後アンケート [4] ×クイズの順に行う。

4.1 内容とねらい

教材の内容は、著作権の説明 著作権の法改正について 著作物の保護について 情報モラルについてという流れで進む。

[1] 著作権って何？

<内容>

知的所有権や著作権がどんなものを解説。

<ねらい>

著作権とはどんなものを理解させる。

[2] 音楽と著作権

<内容>

音楽の著作者の視点から、著作権の権利内容について解説。

<ねらい>

著作権の権利の内容を理解させる。難しい文章は避け、具体的な例を挙げることでイメージができ、理解が深まるのではないかと考えた。

[3] 音楽著作権に関する法改正

<内容>

音楽著作権に関する法改正が行われているその背景となる問題についてと音楽著作権に関する制度について解説。

<ねらい>

著作権の法改正が行われていることや、問題について知る。

[4] 著作物を保護するために

<内容>

CCC Dとはどんなものか問題点や影響を解説。

<ねらい>

コピーコントロールCDの導入背景や問題点、影響について知る。

[5] 情報社会とモラル

< 内容 >

情報社会で起こりえる問題の解説。

< ねらい >

情報社会で気を付けないといけない問題について知る。

[6] ミニ問題

< 内容 >

著作権に関する復習問題。

< ねらい >

ページの内容をすぐに復習することで、学習効果をあげられるのではないかと考えた。また、題目の間に問題を出題することで、教材を読むことに疲れないようにした。

[7] 考えよう

< 内容 >

音楽著作権に関する問題について考える。

< ねらい >

教材の内容に関して、考えるきっかけをつくる。また、他人の意見などを知る。このことから音楽著作権に関心を集める。

5 教材の評価・データ収集方法

この教材を実際に高校生に使用してもらい、教材の開始前後にアンケートを取りその比較をすることや ×クイズの正解率から、教材の評価を行うことにした。アンケートはWEBで作成しアンケート結果、×クイズの正解率はデータベースに蓄積される。実践は、1人に1台パソコンがある状況で、自己学習の形式で行われた。

[1] 実践校 園田学園高等学校

[2] 実践学年

生活情報コース 1年生

2年生

3年生

[3] 実践日時 平成16年1月9日(金)

1・2時間目(3年生)

3時間目(2年生)

5時間目(1年生)

[4] 実践人数 1年生 15人

2年生 20人

3年生 41人

6 実践結果

6.1 事前アンケートについて

[1]購入した音楽CDのコピー(カセットテープ・CD-R/RW・MD等への録音等)についてどう思いますか?(複数回答可)

表 1 購入した音楽CDのコピーについてどう思うか(人)

	1年	2年	3年	合計
自分で使用するためならいい	13	19	40	72
家族のためならいい	3	7	18	28
友人のためならいい	4	5	16	24
その他	0	1	0	1

購入した音楽CDのコピーに対して、自分で使用するためならいいという回答は76人中72人で、約95%であったが、家族のためならいいという回答は28人で、約37%であった。このことから、私的利用での複製の範囲に家族が含まれるという認識が少ないことがわかる。また、友人のためならいいという回答は24人であり、約31%が友人のためなら複製してもいいと思っていることがわかる。

[2]友人が購入した音楽CDを借りたことはありますか?

表 2.1 友人が購入した音楽CDを借りた経験(人)

	1年	2年	3年	合計
経験あり	14	18	41	73
経験なし	1	2	0	3

友人が購入した音楽CDを借りた経験があるという回答は76人中73人で、約96%が経験していることがわかった。

表 2.2 友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに抵抗はあるか(人)

	1年	2年	3年	合計
抵抗あり	3	2	2	7
抵抗なし	12	18	39	69

抵抗がある理由を以下に述べる。

- ・自分はお金を出して買っていないから(3人)
- ・著作権侵害になりそうで怖い。
- ・人の物だから。
- ・それなりにいけないと知っているから。

友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに抵抗があるという回答は、76人中7人で、約10%しか抵抗を持っていないことがわかった。

[3]自分の購入した音楽CDを友人に頼まれてコピーしてあげたことはありますか？

表 3.1 友人のためにコピーした経験(人)

	1年	2年	3年	合計
経験あり	9	10	23	42
経験なし	6	10	18	34

自分の購入した音楽CDを友人に頼まれてコピーしてあげた経験があるという回答は76人中42人で、約55%が経験していることがわかった。

表 3.2 友人のためにコピーすることに抵抗はあるか?(人)

	1年	2年	3年	合計
抵抗あり	1	2	0	3
抵抗なし	14	18	41	73

抵抗がある理由を以下に述べる。

- ・自分のためじゃないから
- ・自分はお金を払っているのに友達は払っていないから
- ・抵抗というよりはしない

自分の購入した音楽CDを友人に頼まれてコピーすることに抵抗があるという回答は76人中3人で、約4%しか抵抗を持っていないことがわかった。

[4]普段、音楽の著作権について考えたことはありますか？

表 4.1 音楽の著作権について考えたことがあるか(人)

	1年	2年	3年	合計
ある	1	4	6	11
ない	14	16	35	65

どのようなときにどのようなことを考えたのかは自由記述であったため、どのようなときに考えたのかを下記のカテゴリーで分類し、表4.2にまとめる。

表 4.2 どのようなときに音楽の著作権について考えたのかのカテゴリー分け(人)

課題やHPの作成などで音楽を使うとき	2
店などでCDを借りてコピーするとき	2
音楽をダウンロードするとき	2
部活動で音楽を使用するとき	2
テレビで海賊版などのニュースを見たとき	1
著作者に無断で曲や詩が流出しているとき	1

どのようなことを考えたのかを以下に述べる。

- ・権利の保護期間や利用許可申請など著作権について考えた
- ・コピーする人たちの中でも一般大衆の利用よりも海賊版などの、違法行為を優先した法律を作り、取り締まるべきだと考えた

・サイト上での著作権について考えた

音楽の著作権について考えたことがあるという回答は76人中11人で、約14%であった。音楽の著作権について考えたことがないという回答が約86%であったことから、普段、音楽の著作権について考えることがあまりないと考えられる。

[5]音楽の違法な複製が問題となっていることを知っていますか？

表 5.1 音楽の違法な複製が問題となっていることを知っているか(人)

	1年	2年	3年	合計
知っている	4	10	17	31
知らない	11	10	24	45

音楽の違法な複製の問題をどう思うかは自由記述であったため、下記のカテゴリーで分類し、表5.2にまとめる。

表 5.2 音楽の違法な複製の問題をどう思うかのカテゴリー分け(人)

販売目的で複製することはいけないと思う	7
お金をかけたくないので複製してもいいと思う	4
知っているがあまり関心はない	3
もっと対策を考えなければいけないと思う	3
違法な複製行為により正しく利用している人たちに迷惑がかかるのでよくないと思う	2
著作者にとってはいいことではないと思う	2
自分が楽しむだけだったらいいと思う	2
よく分からない	2
簡単に欲しい曲がダウンロードできる状態はいけないのではないかと思う	1
きちんと許可をとればいいと思う	1
もっと早くその問題を立ち上げるべきだと思った	1
いけないと思う	1

音楽の違法な複製が問題となっていることを知

っているという回答は76人中31人で、約40%であった。

音楽の違法な複製の問題をどう思うかの回答は、販売目的で複製することはいけないと思うという回答が31人中7人で一番多く、複製した音楽で金銭のやり取りをすることに対して問題だと意識している生徒が多いと考えられる。

6.2 事後アンケートについて

[1]友人から借りたCDのコピーについてどう思いますか？

友人から借りたCDのコピーについてどう思うかは自由記述であったため、下記のカテゴリーで分類し、表6にまとめる。

表 6 友人から借りたCDのコピーについてどう思うかのカテゴリー分け(人)

1年生	
個人的に聞くなりいいと思う	3
別にいいと思う	3
販売目的でなければいいと思う	2
してはいけないことだと思うがしてしまう	2
著作権の侵害になるのでしてはいけない	2
しないようにしていきたいと思う	1
著作者に許可が必要だと思う	1
あまり良くないと思う	1
2年生	
別にいいと思う	8
してはいけないことだと思うがしてしまう	4
悪いことだと思うがお金のやり取りがなければいいと思う	2
取り締まりとかなからいいと思う	1
許可を取っていて、悪質なことに使わなかったらいいと思う	1
まだ、著作権や肖像権について深く考えたりはしていないので、良いとも思わないし、悪いとも思わない	1
何も思っていない	1
買わずに済むので便利だと思う	1

著作権違反なのはわかるが実際に取り締まってい るのか不透明	1
3 年生	
個人的に楽しむのであればいいと思う	21
別にいいと思う	10
なるべくしないでおこうと思う	3
法的にはいけないと思うが大目に見て欲 しい	2
著作権に違反することを知って驚いた	1
不正だとわかり少し考えるだけでもしないと いけないと思った	1
CD-Rにコピーすることには罪悪感がある	1
作っている人たちも良い気持ちじゃないと思うか らやめようかと思った	1
あまり良い事とは思わない	1

1 年生の回答では、友人から借りたCDをコピーすることは、販売目的でなく金銭のやり取りがない場合、また、コピーした音楽の利用方法が個人的に聞くだけであればコピーしてもいいと思うという回答や、別にいいと思うという回答が15人中8人であった。著作権の侵害になるのでしてはいけないやしないようにしていきたい、許可が必要など、抵抗を感じている回答は7人であった。

2 年生の回答では、別にいいと思うという回答が20人中8人であった。してはいけないことだと思いがしてしまうや、許可を取っていて悪質な使用をしないならいいと思うなど、抵抗を感じている回答は7人であった。

3 年生の回答では、販売目的でなく金銭のやり取りがない場合やコピーした音楽の利用方法が個人的に聞くだけであれば、コピーしてもいいと思うという回答や、別にいいと思うという回答が41人中31人であった。なるべくしないでおこうと思うや不正だとわかり少し考えるだけでもしないと
いけないと思った、作っている人たちも良い気持ちじゃないと思うからやめようかと思ったなど、抵抗を感じている回答は8人であった。

[2]友人にコピーを頼まれたらどうしますか？
友人にコピーを頼まれたらどうするかは自由記述であったため、下記のカテゴリーで分類し、表7にまとめる。

表7 友人にコピーを頼まれたらどうするかのカテゴリー分け(人)

1 年生	
コピーしてあげる	9
レンタルのCDを借りるように言う	2
断る	2
貸す	1
コピーしない	1
2 年生	
頼まれればする	13
断る	3
断りたいがその友達のことを考えてしてしまう	1
CDのコピーはしないと思うが、カセットやMDには録音する	1
レンタルのCDを借りるように言う	1
してもらうのはいいがするのはいや	1
3 年生	
販売など、個人で楽しむ以外の利用をしないなら する	24
抵抗はあるが、コピーしてしまう	7
頼まれればする	4
断る	3
してはいけないと思う	1
貸す	1
コピーするデッキがないからできない	1

1 年生の回答では、コピーしてあげるという回答が15人中10人であった。その中にはコピーした音楽を相手が売らないとわかっている場合や、コピーしたものをまたコピーしないように念を押しした場合というように条件付であればコピーするという回答も含まれている。レンタルのCDを借りるように言う、断る、コピーしないなど、抵抗を感じている回答は7人であった。

2年生の回答では、コピーするという回答が20人中13人であった。その中には、違法な使用をしないならという条件のあるものや、友好関係を保つためにコピーするといった回答も含まれる。自分は正規に購入していることなどから断る、レンタルのCDを借りるように言うなど、抵抗を感じている回答は7人であった。

3年生の回答では、コピーするという回答が41人中28人であった。その中には、販売など個人で楽しむ以外の利用をしないならという条件であればコピーするという回答も含まれる。抵抗はあるがコピーしてしまうと思うやしてはいけないと思う、断るなど、抵抗を感じている回答は12人であった。

[3]音楽著作権保護の対策にどんなものがあると思うか？

音楽著作権保護の対策にどんなものがあると思うかは自由記述であったため、下記のカテゴリーで分類し、表8にまとめる。

表8 音楽著作権保護の対策にどんなものがあると思うかのカテゴリー分け(人)

1年生	
わからない	7
CDの販売を中止する	2
音楽の著作権について知らない人がいると思うので、わかりやすく説明すれば少しは防ぐことが出来るかもしれないと思う	1
罰金を取る	1
パソコンなどに入っているCD再生のソフトを再生のみにする	1
CDの値段をもう少し安くしたら、借りるのではなく自分で購入する人も増えると思う	1
あんまりないと思う	1
オリコンが喜ぶと思う	1
2年生	
わからない	12
無いと思う	2

法律を強く取り締まる	2
コピーしたらなんらかの事がおこるようにする	1
何も思わない	1
あると思う	1
ジャケットの著作権とか	1
3年生	
わからない	28
一人一人がマナーを守る	4
ダウンロードなどの禁止対策	4
CDを購入するように呼びかける	1
CD-ROMを廃止する	1
カラオケとかでカラオケ代に著作権をカラオケ代に含まれている……?	1
無回答	2

1・2・3年生の回答から、わからないという回答が各学年とも半数以上を占める結果であった。音楽著作権保護の対策にどんなものがあると思うかという問いの回答として挙げられたものには、CDの販売を中止する、罰金や禁止などの対策、法律を強く取り締まる、CDを購入するように呼びかけるなど、さまざまな対策が挙げられた。また、著作権を知り一人一人がマナーを守ることが大切だと思うという回答は3年生で4人であった。

6.3 事前事後アンケートの比較

[1]友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに対する抵抗

事前アンケートでは、友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに抵抗があると答えた1年生は3人、2年生は2人、3年生は2人、合計7人、約9%であった(表2.2)。事後アンケートでは、1年生7人、2年生7人、3年生8人、合計22人、約29%がコピーすることに多少の抵抗を感じるという回答であった(表6)。

個人での事前と事後のアンケートの比較の結果を図1にまとめる。

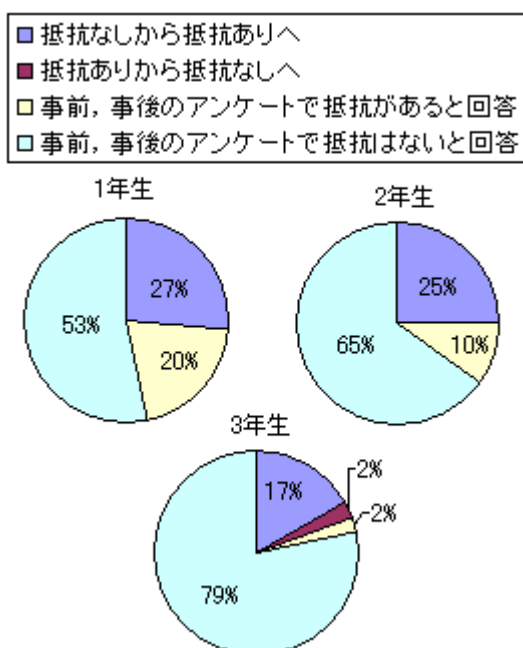


図1 個人での事前と事後のアンケートの比較

個人での事前と事後のアンケートの比較では、事前アンケートで抵抗はないと回答していたが事後アンケートで抵抗を感じるという回答をした生徒は1年生4人、2年生5人、3年生7人であった。

事前アンケートで抵抗があると回答していたが事後アンケートで抵抗はないと回答した生徒は1年生0人、2年生0人、3年生1人であった。

事前、事後のアンケートで抵抗があると回答している生徒は、1年生3人、2年生2人、3年生1人であった。

事前、事後のアンケートで抵抗はないと回答している生徒は、1年生8人、2年生13人、3年生32人であった。

事前アンケートで抵抗はないと回答していたが、事後アンケートでは、抵抗を感じると回答した生徒の多くが、友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることは著作権違反であると意識した回答をしている。また、コピーしないと回答も見られた。抵抗には個人差があるが約21%の生徒が、友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることは著作権の侵害行為であるということ意識し抵抗を感じるようになったといえる。しかし残りの約70%の生徒は友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに問題意識をあまり持って

いないことがわかる。

[2] 友人のためにコピーすることに対する抵抗

事前アンケートでは、友人のためにコピーすることに抵抗があると答えた1年生は1人、2年生は2人、3年生は0人、合計3人、約4%であった(表3.2)。事後アンケートでは、1年生7人、2年生7人、3年生12人、合計26人、約34%がコピーすることに多少の抵抗を感じるという回答であった(表7)。

個人での事前と事後のアンケートの比較の結果を図2にまとめる。

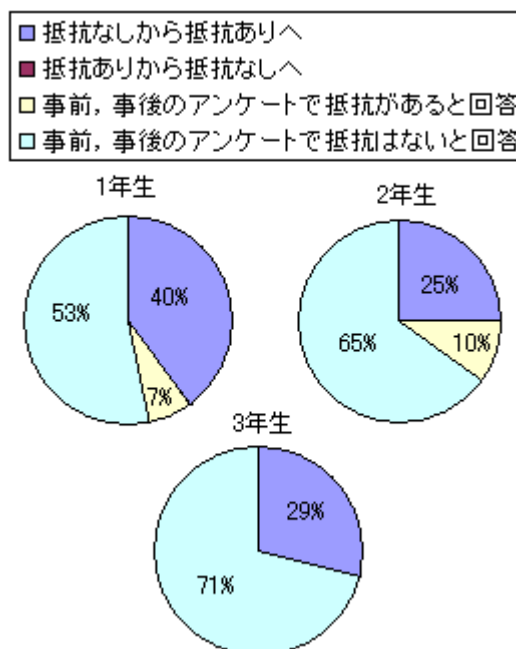


図2 個人での事前と事後のアンケートの比較

個人での事前と事後のアンケートの比較では、事前アンケートで抵抗はないと回答していたが事後アンケートで抵抗を感じるという回答をした生徒は、1年生6人、2年生5人、3年生12人であった。

事前アンケートで抵抗があると回答していたが事後アンケートで抵抗はないという回答をした生徒はいなかった。

事前、事後のアンケートで抵抗があると回答している生徒は、1年生1人、2年生2人、3年生0人であった。

事前、事後のアンケートで抵抗はないと回答している生徒は、1年生8人、2年生13人、3年生29人であった。

事前アンケートで抵抗はないと回答していたが事後アンケートでは抵抗を感じると回答した生徒の多くが、友人のためにコピーすることは著作権違反だと意識した回答をしている。また、断るといった回答も見られた。しかし、友人から頼まれた場合、断りにくいという意見も見られるなど、抵抗には個人差があるが、約30%の生徒が友人のためにコピーすることが著作権の侵害行為であるということ意識し、抵抗を感じるようになったといえるが、残りの約66%の生徒は、友人のためにコピーすることにあまり問題意識を持っていないことがわかる。

6.4 ×クイズの結果

音楽著作権に関する×クイズの正解率を、図3にまとめる。

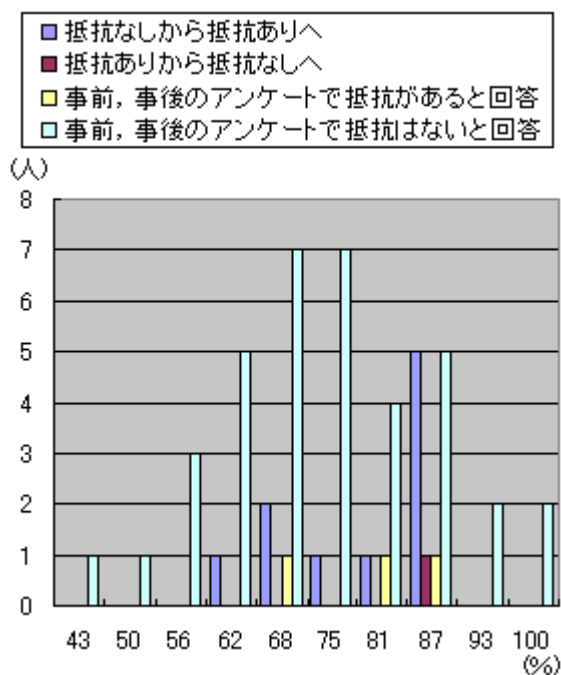


図3 ×クイズの度数分布図

×クイズの正解率を、事前と事後のアンケートで友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに対して抵抗があるかどうかという問いの回答で分類し、その結果を考察することにした。

×クイズに関しては、授業時間内に行うことができなかつた生徒もいたため、62人分のデータから、分析を行った。

事前アンケートで、友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに対して抵抗がないと回答していたが事後のアンケートでは、抵抗があると回答した生徒の×クイズの正解率は、62%～87%であった。

6.5 教材をした感想

1年生では、知らないことが多かったという感想が多く見られた。次に、いろいろと考えるきっかけとなった著作権について知ることができた、難しかった、クイズ形式で、楽しく学習することができたという感想が多く見られた。また、今まで普通にしていた友達へのコピーについては気をつけようと思った、違反複製行為が多いと知って残念だと思った、分かりやすかったが内容が多いなどの感想があった。

2年生では、著作権について知ることができたという感想が多く見られた。次に、今まで知らなかったことを知ることができた、改めて著作権について考えたという感想が多く見られた。また、コピーはしてはいけないのかなと思った、いくら著作権を守ってもコピーして聞いている人はたくさんいるのだから現状ではあんまり効果がないと思った、わかりやすかった、クイズ形式でわかりやすかった、文字も見やすかった、内容がよくわからなかったなどの感想があった。

3年生では、著作権のことがわかった、勉強になった、内容が難しかったという感想が多く見られた。次に、わかりやすかった、著作権について改めて考えることができた、本当はいけないことだと思うがMD等へのコピーをこれからはやらないと思う、長かったなどの感想が多く見られた。また、音楽は自分にとって身近なことだから色々わかって良かった、復習もあって覚えられそうだった、軽はずみに複製してはいけないのだと思った、これからは著作権などを気にして音楽と向き合いたい、友達にコピーする事も違反になると分かった、

などの感想があった。

7 結論

事前と事後のアンケートの結果から、友人が購入した音楽CDを借りてコピーすることに対する抵抗では、抵抗には個人差があったが約21%の生徒が、事前アンケートでは抵抗はないと回答していたが、事後アンケートでは著作権の侵害行為であるということを意識した回答をしていることから、抵抗を感じるようになったといえる。しかし残りの約70%の生徒は問題意識をあまり持っていないことがわかった。

友人のためにコピーすることに対する抵抗では、抵抗には個人差があったが、約30%の生徒が、事前アンケートでは抵抗はないと回答していたが、事後アンケートでは著作権の侵害行為であるということを意識した回答をしていることから、抵抗を感じるようになったといえる。しかし残りの約66%の生徒は、問題意識をあまり持っていないことがわかった。

著作権の侵害行為に対して抵抗があるかという問いで、事前アンケートで抵抗はないと回答していたが事後アンケートでは抵抗を感じると回答が変化したこれらの生徒にとっては、この教材が有効であったといえる。このことから、数人の生徒にはモラルについて考えるきっかけをつくることのできたのではないかと考えられる。

8 まとめ

本研究では、高校生を対象とした情報モラルに関する教材を開発し、実際に高校生に教材をしていただくことで教材の有効性を調査した。

事前アンケートで著作権の侵害行為に対して抵抗がないと回答していたが、事後のアンケートでは抵抗があると回答が変化した生徒にとってはこの教材は有効であったといえる。このことから、数人の生徒にはモラルについて考えるきっかけを作ることができたのではないと思われる。

今後の課題としては、より多くの生徒が情報モラルについて考えることのできる教材を開発する必要があることが挙げられる。

謝辞

最後に、この卒業研究を完成させるためにご協力いただいた、園田学園高等学校の先生方や生徒の皆さんには大変感謝しております。

参考文献

- (1) 藤本健のDigital Audio Laboratory :
【特別編】AVEXにコピーコントロールCDについて聞く
(http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20020318/dal_a1.htm) より引用
- (2) 文部科学省ホームページ 学習指導要領第7節 情報 :
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/index.htm) より引用
- (3) 千葉県東金女子高等学校 情報モラル教育の実践と課題 :
(<http://www.cec.or.jp/books/H09seika/tougan.html>)
- (4) 神奈川県立川崎北高等学校 情報科.net ~ 新教科「情報」・授業アイデア集 ~ :
(<http://www.johoka.net/index.html>)
- (5) 日本レコード協会 2002年度音楽メディアユーザー実態調査報告書 :
(<http://www.riaj.or.jp/report/mediauser/2002.html>)